

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

06

2025

6月の梅雨入りとともに、選挙シーズンも到来、大切な選択の時を迎えます。しっかりと日本の将来を考えるシーズンと捉えて、まさに天候も社会も「晴れやかな梅雨明け」を迎えたいものです。

掲載内容に関してご不明点などがあれば、お気軽にTFSコンサルティンググループまでお問い合わせください



給与等に係る源泉徴収事務への反映はいつ？

- ◆情報の収集や財産の把握に利用される調書
- ◆2025年4月からの高年齢者雇用の対応策
- ◆2024年の産業別夏季賞与支給状況

給与等に係る源泉徴収事務への反映はいつ？

令和7年度税制改正では、給与等に係る源泉徴収事務へ影響を及ぼす改正がいくつかなされています。源泉徴収事務への反映時期を確認しましょう。

影響を及ぼす改正とは

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整や就業調整への対応のため、所得税においては、主に次の見直しが行われました。

給与所得控除	● 最低保障額を65万円に（10万円引き上げ）
所得控除の新設（特定親族特別控除）	● 大学生年代（19歳以上23歳未満）の一定の親族等を有する場合には、その親族等の合計所得金額に応じた控除額（3万円～63万円）を控除
基礎控除	● 合計所得金額が2,350万円以下である控除額を58万円に（10万円引き上げ） ● 特例として、合計所得金額が655万円以下である場合に、合計所得金額に応じた金額（5万円～37万円）を加算する

これらの見直しに伴い、扶養親族等の合計所得金額等の要件も、次のように見直されています。

同一年計配偶者及び扶養親族	● 合計所得金額要件を58万円以下に（10万円引き上げ）
ひとり親の生計を一にする子	● 総所得金額等の合計額の要件を58万円以下に（10万円引き上げ）
勤労学生	● 合計所得金額要件を85万円以下に（10万円引き上げ）

その他、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）など、源泉徴収事務に関わる税額表や申告書等についても見直されました。

源泉徴収事務への反映時期

居住者に対して支払う給与等（給与所得）の源泉徴収事務は、以下の2つの事務に大別することができます。今般の改正において、それぞれ反映する時期が異なります。

(1) 月々（日々）の給与等を支払う際に行う源泉徴収事務

毎月（日）の給与等の支払いの際に用いる税額表や、利用する申告書等の書類については、次の分より適用されます。

- 令和8年1月1日以後に支払うべき給与等

ただし、扶養親族等の合計所得金額等の要件の改正は、令和7年12月1日以後に支払う給与等から適用されます。改正による適用を受けるには、一定の書類の提出が必要です。

(2) 年末調整事務

年末調整を行う際に用いる税額表や申告書等の書類、対象となる扶養親族等の要件等の改正については、次から適用されます。

- 令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が令和7年12月1日以後であるもの

12月1日以後であることから、通常の年末調整事務であれば改正後が適用されますが、年の途中で年末調整事務が発生した場合に、ご注意ください。

情報の収集や財産の把握に 利用される調書

一定の要件に当てはまる個人が提出する「国外財産調書」や「財産債務調書」。これら調書の主な用途は、情報の収集と財産の把握および蓄積です。令和6年分の提出期限は、6月30日です。

情報の収集や蓄積を 図るための調書

適正・公平な課税の推進のために、国税庁が重点的に取り組む事項の1つとして、「資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査の実施」があります。これは、増加する個人の海外投資や企業の海外取引などについて、資産隠しや国際的な租税回避に対応するため、次の点を推進し、積極的に調査を実施しているものです。

- 情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）
- 調査マンパワーの充実（執行体制の整備・拡充）
- グローバルネットワークの強化（外国当局との連携等）

情報リソースの充実を図るために活用されているものの中には、次の調書があります。

調書名	概要	提出数
国外送金等調書	国外への送金や国外から受領した額が100万円を超えるものについて、その送金等を行った金融機関が作成して提出	790万枚
国外財産調書	国外に一定の財産を有している個人が作成して提出	12,494件
財産債務調書	一定の所得等か財産を有している個人が作成して提出	74,772件

出典元：国税庁「国税庁レポート2024」提出枚数は令和4事務年度

この他の制度も活用して、取引や財産を把握し、分析を行い、的確に対応しています。

また、富裕層における将来の相続税の適正課税に向けた情報の蓄積も図られています。

ここでは、個人が提出することとなる2つの

調書について、提出義務者を確認します。

国外財産調書と 財産債務調書の提出義務

(1) 国外財産調書

その年の12月31日現在で、次の要件すべてに該当する個人が提出義務者となります。

【要件（①②すべての要件に該当すること）】

- ① 日本の居住者（日本国籍がない一定の個人を除く）であること
- ② ①が保有する国外財産*の合計が5,000万円を超えていること

(※) 国外財産例：国外に所在する不動産、国外に所在する銀行に預け入れをしている預金等

(2) 財産債務調書

次の要件のいずれかに該当する個人が、提出義務者となります。

【要件（①②いずれかの要件に該当すること）】

- ① その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有すること
- ② その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有すること

いずれの調書も、令和6年分は令和6年12月31日の現況により判断します。外貨建ての財産は、年末の為替相場で円換算します。注意しましょう。提出義務者は、令和7年6月30日までに作成して税務署へ提出します。

2025年4月からの 高年齢者雇用の対応策

高年齢者雇用安定法の経過措置が終了し、2025年4月1日から、65歳までの雇用確保措置が完全義務化されました。高年齢者雇用について、継続雇用制度を中心に解説します。

65歳までの雇用確保が義務化

60歳定年としている企業が比較的多くあります。一方で、60歳を過ぎた後も働き続けている労働者も、たくさんいます。

働く意欲のある高年齢者が年齢に関係なく活躍できるよう、企業には65歳までの雇用確保措置を採ることが、法律で義務付けられています。次の3つのうちいずれかの対応をしなければなりません。

1. 定年制そのものを廃止する
2. 定年年齢を65歳まで引き上げる
3. 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入する

このうち3.が「**継続雇用制度**」と呼ばれている措置です。定年年齢を65歳ではなく、60歳等とすることは問題ありません。しかしこのように65歳を下回る定年年齢を定めた場合には、3.の継続雇用制度を導入し、「定年を迎えた従業員が希望したときは、原則、誰もが65歳まで働き続けることができる」という体制を整備する必要があります。

約7割が継続雇用制度を選択

では、上記3つの雇用確保措置のうち、企業はどれを採用しているのでしょうか。

厚生労働省の調査※によると、最も多く採用されているのが3.の「継続雇用制度の導入」で

した。全体の67.4%の企業が、この措置を採っていると回答しています（下表）。

■雇用確保措置の内訳（%）

	全企業	301人以上	21~300人
1. 定年制の廃止	3.9	0.7	4.2
2. 定年の引上げ	28.7	19.9	29.4
3. 継続雇用制度の導入	67.4	79.4	66.4

就業規則をご確認ください

「継続雇用制度」では、従業員が継続雇用を希望している場合、「これを拒否して継続雇用しない」という対応を採ることは、基本的には認められません。例外として、就業規則の「解雇事由」または「退職事由」に該当する場合には、継続雇用せず、雇用契約を締結しないことが認められています。

そのほか、2025年3月31日以前は「継続雇用の選定基準」として、定年時に継続雇用する対象者を限定する基準を就業規則で定めることができました。しかしこの経過措置も終了しています。就業規則に選定基準が残っている場合は、高年齢者雇用安定法違反となるため、速やかに削除する必要があります。

今回の継続雇用の選定基準の終了を機に、定年制度のあり方や就業規則を再確認し、適切な対応を行いましょう。

※厚生労働省 令和6年「高年齢者雇用状況等報告」

従業員21人以上の企業237,052社の報告に基づき、2024年6月1日時点の実施状況等を集計

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46971.html

2024年の産業別 夏季賞与支給状況

今年も夏季賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果*から、主な産業別に昨年の夏季賞与の支給額などをご紹介します。

前年を上回る1人平均支給額

上記調査結果から、2024年の夏季賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをまとめると、下表のとおりです。

調査産業計の1人平均支給額は、事業所規模5～29人が28.3万円、30～99人規模が

36.1万円で、いずれも前年を上回りました。きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29人が1.02ヶ月、30～99人が1.13ヶ月で、どちらも1ヶ月を超えました。支給事業所数割合は、5～29人が70.0%、30～99人は88.9%で、5～29人が前年の62.3%から7.7ポイント増加しました。

2024年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など (1)

産業	支給労働者1人平均支給額 (千円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合 (ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	283	4.4	361	3.6	1.02	1.13	70.0	88.9
建設業	373	3.3	613	1.9	1.08	1.43	73.7	90.2
総合工事業	369	1.1	635	-3.0	1.04	1.34	75.0	90.6
職別工事業	307	7.6	378	-12.8	0.98	1.16	68.7	90.1
設備工事業	435	4.3	670	18.5	1.24	1.72	76.2	89.6
製造業	268	-8.0	377	1.9	0.94	1.16	73.7	89.7
消費関連製造業	188	-12.2	287	5.4	0.74	0.97	63.6	85.1
素材関連製造業	283	-5.8	423	2.7	1.01	1.29	78.4	93.5
機械関連製造業	326	-8.1	411	-0.2	1.03	1.19	79.0	90.2
食料品・たばこ	172	-23.5	291	11.3	0.73	0.98	69.8	85.4
繊維工業	147	-16.9	231	0.7	0.66	0.88	57.2	78.4
木材・木製品	183	-40.3	332	-0.5	0.76	1.16	72.6	96.0
家具・装備品	267	59.1	317	9.6	0.83	0.98	60.5	90.8
パルプ・紙	256	29.8	405	7.3	1.05	1.27	78.6	92.9
印刷・同関連業	238	3.8	308	-4.1	0.78	0.98	63.3	87.3
化学・石油・石炭	427	3.1	593	4.2	1.44	1.59	82.5	93.4
プラスチック製品	251	-6.5	346	2.4	0.90	1.10	64.9	94.5
ゴム製品	292	56.0	343	-4.4	0.98	1.14	49.7	88.6
窯業・土石製品	286	4.5	432	8.6	0.98	1.34	79.1	91.6
鉄鋼業	368	6.4	495	3.6	1.09	1.49	89.0	96.2
非鉄金属製造業	450	86.9	488	5.6	1.32	1.39	77.6	96.1
金属製品製造業	252	-22.1	383	-1.2	0.92	1.22	84.5	92.7
はん用機械器具	384	12.7	361	-3.2	1.17	1.18	95.8	86.7
生産用機械器具	338	-21.8	472	-15.8	1.05	1.24	79.0	92.9
業務用機械器具	208	-31.8	428	6.6	0.83	1.30	70.7	86.7
電子・デバイス	361	34.9	331	9.2	1.18	1.09	69.3	84.4
電気機械器具	391	6.5	338	-6.5	1.09	1.13	71.7	94.8
情報通信機械器具	205	-35.3	400	16.9	0.83	1.21	83.8	79.9
輸送用機械器具	265	13.6	456	37.4	0.89	1.18	82.3	90.9
その他の製造業	220	-8.3	292	-7.4	0.84	1.04	54.5	87.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2024年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（2）

産業	支給労働者1人平均支給額（千円、%）				きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
電気・ガス・熱供給等	645	17.7	825	19.3	1.79	1.87	93.8	89.6
情報通信業	434	3.6	486	-14.7	1.21	1.39	66.2	86.0
情報サービス業	482	0.5	522	-13.3	1.33	1.39	64.7	85.0
映像音声文字情報	440	3.0	618	-8.7	1.14	1.48	69.4	84.8
運輸業、郵便業	293	3.9	315	-3.2	0.98	0.89	68.4	85.3
道路旅客運送業	208	130.0	178	0.1	0.94	0.57	34.7	86.1
道路貨物運送業	208	9.2	234	-17.2	0.68	0.70	65.8	81.2
卸売業、小売業	296	5.1	307	-1.8	1.03	0.98	72.3	90.5
卸売業	504	8.6	595	4.2	1.50	1.59	87.4	93.3
繊維・衣服等卸売業	265	-33.8	255	-24.6	0.79	0.83	76.5	74.4
飲食料品卸売業	426	37.7	457	-3.0	1.30	1.30	85.9	91.2
機械器具卸売業	628	12.3	794	16.0	1.68	2.11	90.7	92.8
小売業	184	-2.0	144	7.3	0.78	0.64	66.2	89.0
各種商品小売業	42	-32.2	99	14.3	0.30	0.52	47.7	92.3
織物等小売業	145	-6.3	21	-72.5	0.73	0.13	72.1	38.2
飲食料品小売業	73	25.8	80	11.3	0.49	0.49	40.0	92.1
機械器具小売業	427	-0.7	507	-0.7	1.23	1.42	88.1	97.0
金融業、保険業	554	6.8	725	13.9	1.60	1.68	92.4	90.5
不動産業、物品賃貸業	568	-13.4	409	-2.1	1.53	1.18	73.5	91.2
不動産業	665	-11.2	406	-4.6	1.75	1.21	68.5	89.3
物品賃貸業	380	-16.2	417	3.5	1.12	1.13	84.9	94.8
学術研究等	414	-10.3	511	-8.9	1.24	1.43	78.6	84.5
専門サービス業	380	-3.2	392	-6.3	1.20	0.94	71.2	70.2
広告業	350	-45.2	418	-3.6	1.08	1.09	84.0	79.3
技術サービス業	408	-8.7	505	-13.4	1.22	1.55	84.1	90.2
飲食サービス業等	50	13.3	74	17.8	0.38	0.40	45.8	82.8
宿泊業	123	11.1	115	8.7	0.63	0.53	51.4	75.9
飲食店	38	11.8	54	12.1	0.31	0.32	42.8	84.7
持ち帰り・配達飲食	72	-10.5	155	18.8	0.53	0.72	57.7	82.2
生活関連サービス業等	155	18.8	162	-5.0	0.70	0.73	50.4	83.9
娯楽業	133	9.8	147	-2.3	0.68	0.72	59.9	88.5
教育、学習支援業	404	15.9	623	5.4	1.37	1.87	72.2	97.3
学校教育	511	9.8	649	6.4	1.66	1.91	93.2	98.0
他教育、学習支援	241	10.1	316	-23.5	1.08	1.12	58.8	87.2
その他のサービス業	330	-2.5	307	11.6	1.24	0.98	75.4	80.8
廃棄物処理業	279	17.4	314	-12.3	1.01	1.06	86.4	88.1
自動車整備等	340	-23.8	633	9.1	1.05	1.57	77.3	94.6
職業紹介・派遣業	341	84.2	167	27.1	1.34	0.66	62.9	64.5
他の事業サービス	319	-10.0	301	18.1	1.35	0.94	70.9	83.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

前年比100%超の産業も

産業別の1人平均支給額は、数万～80万円台までと、幅のある結果になりました。前年比は同じ産業でも、規模や細かな産業分類によって増減に差があるケースがみられます。きまって支給する給与に対する支給割合は、30～99人

で2ヶ月を超える産業がみられました。支給事業所数割合では、100%となる産業はないものの、多くの産業で50%を超えました。

前年に続き、今年も様々な産業で賃上げが行われています。夏季賞与にどのような影響を与えるでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページにある夏季賞与の部分から確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450071&tstat=00001011791>

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きをしておきましょう。

01 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）



住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

02 個人住民税の納期の特例



給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

03 労働保険の年度更新



労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

なお、特定法人（資本金が1億円超の会社等）については、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務化されています。

04 賞与支払届の提出



賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

05 財産債務調書の提出



一定の所得かつ財産を保有されている、又は一定の財産を保有されている個人は、必要事項を記載した「財産債務調書」を2025年6月30日までに提出しなければなりません。

06 国外財産調書の提出



居住者（非永住者以外の居住者）が、2024年12月31日時点で総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」を2025年6月30日までに提出しなければなりません。

07 高齢者・障害者雇用状況の報告



一定数以上の従業員を雇用している場合には、6月1日現在の高齢者および障害者の雇用状況を管轄するハローワークへ報告します。この報告期限は7月15日です。詳細は管轄のハローワークでご確認ください。

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、夏季賞与や暑中見舞いの準備など、通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	日	仏滅	●高卒者の求人票受付開始 ●2026年3月大卒予定者の採用選考活動解禁日
2	月	大安	●労働保険の年度更新（～7月10日）
3	火	赤口	
4	水	先勝	
5	木	友引	芒種
6	金	先負	
7	土	仏滅	
8	日	大安	
9	月	赤口	
10	火	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（5月分） ●個人住民税の納期の特例納期限（前年12月～当年5月分）
11	水	友引	
12	木	先負	
13	金	仏滅	
14	土	大安	
15	日	赤口	
16	月	先勝	
17	火	友引	
18	水	先負	
19	木	仏滅	
20	金	大安	
21	土	赤口	夏至
22	日	先勝	
23	月	友引	
24	火	先負	
25	水	赤口	
26	木	先勝	
27	金	友引	
28	土	先負	
29	日	仏滅	
30	月	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（5月分） ●個人の県民税・市町村民税の納期限（第1期分）※市町村の条例で定める日まで ●財産債務調書・国外財産調書の提出期限